

取扱区分：「公開」

令和6年第8回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)



令和6年8月13日（火）10時00分

於：周南市役所 多目的室

令和6年第8回

周南市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和6年8月13日(火) 午前10時02分 ~午前10時35分

2 場 所 周南市役所 多目的室

3 出席者等

(1) 出席委員 17人

1番	林	俊一	2番	歳	光時正
3番	野	村邦幸	4番	重	永正人
5番	佐	伯伴章	6番	笠	井保雄
7番	河	内邦雄	8番	藤	原典子
9番	佐	伯信治	12番	藤	井孝
13番	山	下敏彦	14番	瀧	山美智子
15番	市	川進	16番	有	馬俊雅
17番	兼	重智	18番	田	中榮作
19番	白	石純治			

(2) 欠席委員 2人

10番	高	橋恵	11番	秋	貞啓子
-----	---	----	-----	---	-----

(3) 事務局職員 4人

局 長	中	山浩毅	次 長	中	村仁紀
次長補佐	神	本和典	書 記	山	崎絵美

(4) 傍聴人 なし

4 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議決事項

議案第33号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	4件
議案第34号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	4件
議案第35号	農地利用最適化推進委員の辞任について	1件

第3 報告事項

報告第58号	農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について	14件
報告第59号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について	3件
報告第60号	農地法第4条第1項第8号及び農地法施行規則第29条の規定による農地の転用の制限の例外としての届出について	1件
報告第61号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地等の転用のための権利移動の届出について	3件
報告第62号	農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について	3件
報告第63号	非農地判断の結果について	118件
報告第64号	非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等が非農地であることの報告について	4件
報告第65号	相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況についての税務署からの照会に対する回答等について	2件
報告第66号	現況が農地でないことの証明等について	1件
報告第67号	土地改良法第3条の規定による土地改良事業に参加する資格に係る承認等について	1件

中山事務局長

皆さん、おはようございます。

総会に先立ちまして、この度の総会より新たに事務局職員として中村事務局次長が加わりますので紹介いたします。

(中村事務局次長 あいさつ)

中山事務局長

それでは、総会を開催いたします。

携帯電話につきましては、マナーモード、電源確認をお願いいたします。

次に、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は、19人中17人で、周南市農業委員会総会会議規則第9条の規定を充たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、

10番・高橋恵委員、11番・秋貞啓子委員の2人で、周南市農業委員会総会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。

また、議案等についての発言の際は、着席のままでお願いします。

それでは、議長よろしくをお願いします。

開会（午前10時02分）

議長（山下会長）

それでは、ただ今より令和6年第8回、周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会総会会議規則第25条第3項に規定された議事録署名委員は、議長より指名することに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議長より指名いたします。

9番・佐伯信治委員、12番・藤井孝委員のご両名にお願いいたします。

議事日程第2、議決事項に入ります。

議案第33号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

中村事務局次長

中村事務局次長

1ページから2ページの議案第33号は、1議案4件です。

番号1番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、畑1筆の面積が388平方メートルの農地で申請譲受人が所有する農地に隣接する農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は相続により申請地を取得しましたが、遠方に居住しており、耕作をすることが困難なため譲り渡すものです。

譲受人は、新たにブルーベリー等を栽培するため譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員である私から現地調査の結果及び補足説明をいたします。

去る7月24日に、農地利用最適化推進委員及び事務局職員と共に現地を確認いたしました。

申請譲渡人及び譲受人には、当日、電話にて贈与の意思を確認いたしました。

申請地は、申請譲受人の自宅に隣接する譲受人の所有する畑に接した農地で、譲渡人の父親が防府市から通ってきてサツマイモなどを栽

培していましたが、昨年、父親が亡くなってからは、何も耕作されていませんでした。

譲渡人は相続したものの、耕作することもできないので、譲受人に贈与することにしたとのことでした。

調査項目に沿って調査しましたが、許可の基本要件を満たしており特に問題ないと考えます。

よろしくご審議をお願いいたします。

それでは、ただ今の議案第33号、番号1番について質疑を行います。ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第33号、番号1番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第33号、番号1番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第33号、番号2番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

中村事務局次長

番号2番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、田1筆の面積が846平方メートルの農地です。

権利移動は所有権移転で、申請譲渡人は高齢で管理が困難となったため譲り渡すものです。

譲受人は、野菜等の有機栽培をするため譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

中村事務局次長

議長（山下会長）

以上でございます。

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

佐伯伴章委員

5番佐伯伴章委員

5番の佐伯です。

議案33号の2番について補足説明します。

7月25日に現地にて事務局職員、推進委員と譲受人本人と立会し、野菜を栽培したいとの意欲を聞きました。

農地は譲受人の自宅と隣接しており、維持管理は容易と思われま

す。
譲渡人とは電話確認し、高齢で維持管理が困難で地区外に居住されているため、譲受人の希望により譲り渡したいとの事でした。

問題はないと思われま

議長（山下会長）

すので、審議のほどよろしく

お願いいたします。
ありがとうございました。
それでは、ただ今の議案第33号、番号2番について、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ござい

ませんか。
(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いた

します。
議案第33号、番号2番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議は、ござい

ませんか。
(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第33号、番号2番は、許可と決定いた

します。
続きまして、議案第33号、番号3番を議題といた

します。
事務局より説明をお願いします。

中村事務局次長

中村事務局次長

番号3番についてご説明いた

所在、地目は記載のとおりで、畑2筆の面積が1,808平方メートルで、申請譲渡人からの依頼により譲受人が草刈り等の管理をしている農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は高齢で管理が困難となったため譲り渡すものです。

譲受人は、譲渡人からの申し出により、果樹等を栽培するため譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

歳光委員

2番歳光委員

2番の歳光です。

番号3番について、7月24日に事務局職員と私の2名で現地調査を行い、7月30日に譲渡人及び譲受人と現地においてお話を聞きました。

申請地について2筆で1,808平方メートルの農地に現在カキ約23本、ウメ3本が植えてあるが譲渡人が高齢で管理ができないため、近くに住んでいる譲受人に贈与による所有権移転を行うものです。

また、譲受人は50歳と若く今でもこの農地の草刈り等をしていたものであります。

現在、カキ・ウメ等が植栽されていますが、他の果樹イチジク、ビワ、クリ等を植え今後JA等にも出荷していきたいと思われています。

調査項目に照らし、調査を行いました但し問題になる所はないと思われれます。

よろしくお願ひし、報告を終わります。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、議案第33号、番号3番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第33号、番号3番について、採決を行います。

本件は、許可することにご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第33号、番号3番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第33号、番号4番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

中村事務局次長

中村事務局次長

番号4番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、畑1筆の面積が636平方メートルの農地です。

権利移動は所有権移転で、申請譲渡人は、遠方に居住しており、耕作をすることが困難なため譲り渡すものです。

譲受人は、サトイモ、ニンジン等、野菜栽培の経営規模拡大のため譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

白石委員

19番白石委員

19番白石です。

番号4番について補足説明をいたします。

去る7月24日に譲受人、事務局職員と私とで申請地にて調査項目に基づき調査をいたしました。

申請地は遊休農地状態であり、草刈り等を行うことにより直ちに耕作することが可能な状態でありました。

譲受人は、ハウス野菜及び露地野菜を生産する認定農業者であり、今後も農地を取得し、経営規模を拡大したい考えもあり、営農計画においても何ら問題もなく、地域としても応援するばかりです。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、議案第33号、番号4番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第33号、番号4番について、採決を行います。

本件は、許可することにご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第33号、番号4番は、許可と決定いたします。

次に、議案第34号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

神本次長補佐

3ページから4ページの議案第34号は、1議案4件です。

番号1番についてご説明いたします。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積288.27平方メートル、パネル枚数110枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットが1基です。

譲渡人は、高齢となり、後継者もいないことから、管理が困難となったため、譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、夜市小学校から北西へ約550メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は参考資料の1ページから5ページのとおりです。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

土地の代替性はなく、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

瀧山委員

14番瀧山委員

14番の瀧山です。

番号1番について補足説明をいたします。

7月22日に事務局職員、推進委員と私の3名で申請地の確認に行きました。

申請地は、何年も耕作された様子もなく、また、近くに同様の太陽光発電設備が設置されており、近隣の田畑に特に影響があるとも思えませんでした。

特に問題はないと思われますので、審議のほどよろしく申し上げます。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、議案第34号、番号1番につきまして質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第34号、番号1番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第34号、番号1番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第34号、番号2番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

神本次長補佐

番号2番についてご説明いたします。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積382.67平方メートル、パネル枚数146枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットが1基です。

譲渡人は、長年耕作をしておらず、後継者もいないことから、管理が困難となったため、譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、戸田駅から南西へ約650メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は参考資料の6ページから10ページのとおりです。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

土地の代替性はなく、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

瀧山委員

14番瀧山委員

14番の瀧山です。

番号2番について補足説明をいたします。

7月22日に事務局職員、推進委員と私の3名で申請地の確認に行きました。

申請地は何年も耕作されておらず、近くにも同様の太陽光発電設備

が設置されており、近隣の農地にも特に影響があるとも思われません。
特に問題はないと思われます。

ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、議案第34号、番号2番につきまして質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第34号、番号2番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第34号、番号2番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第34号、番号3番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

神本次長補佐

番号3番についてご説明いたします。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積456.14平方メートル、パネル枚数176枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットが1基です。

なお、申請地内北側の一部は、土砂災害警戒区域に指定されていることから、パネルの設置を計画しておりません。

譲渡人は、長年耕作をしておらず、高齢となり、後継者もないことから、管理が困難となったため、譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、高水小学校から北西へ約200メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は参考資料の11ページから14ページのとおりです。

農地区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が

定められている第3種農地に該当します。

事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

笠井委員

6番笠井委員

6番笠井です。

番号3番について、去る7月24日事務局職員、推進委員と3人で現地確認をし、申請譲渡人、譲受人である設置事業者とは実際に会って意思確認、内容確認をしました。

申請内容については事務局の説明のとおりです。

補足説明として、申請地は高水小学校から約200メートルの所に位置し、西と北側は市道に面し、東側は河川です。

現況は雑草が生えています。

申請者は、以前水稻を栽培されていましたが、トラクターが故障したと高齢であるため、4、5年前から休耕され、年数回草を刈って維持管理をされていました。

しかし、高齢のため今後も耕作することができず後継者もいないため譲受人に売却することにしたとのことことです。

譲受人は太陽光発電事業者で適地を探していたところ休耕している農地があったため購入することにしたとのことことです。

西と北側の水路は管理用の空地を設けてあり、水路など周辺農地への影響は問題ないと考えます。

なお、隣接地の土地所有者や耕作者などに影響があると思われる方々には事前に計画を説明し、了解を得たとのことことです。

その他調査項目に従って調査しましたが問題ないと思われま

す。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、議案第34号、番号3番につきまして質疑を行います。
ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第34号、番号3番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第34号、番号3番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第34号、番号4番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

番号4番についてご説明いたします。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積409.43平方メートル、パネル枚数158枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットが1基です。

譲渡人は、高齢となり、後継者もないことから、管理が困難となったため、譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、熊毛高速自動車国道入口から東へ約270メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は参考資料の15ページから18ページのとおりです。

農地区分は、高速自動車国道入口からおおむね300m以内の第3種農地に該当します。

事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

神本次長補佐

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

2 番歳光委員

歳光委員

2 番の歳光です。

番号 4 番について、7 月 24 日に事務局職員、推進委員、私の 3 名で現地調査を行い、7 月 30 日に譲受人、譲渡人に電話によるお話を聞きました。

今回の申請は、田 1,092 平方メートルにソーラー発電を行うものです。

譲渡人は高齢で近年耕作をしておらず管理が困難になっていたところ譲受人により太陽光発電設備を設置したいとの話があり不耕作地でもあったため土地の有効利用のため売買による所有権移転に応じることにしたそうです。

調査項目に従い調査を行いました但し問題になることがなく、近隣にもソーラー発電をしている所があります。

よろしくご審議お願いし報告を終わります。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、議案第 34 号、番号 4 番につきまして質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第 34 号、番号 4 番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第 34 号、番号 4 番は、許可と決定いたします。

次に、議案第 35 号、「農地利用最適化推進委員の辞任について」、を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

議案第35号について、ご説明いたします。

第24区・呼坂を担当する農地利用最適化推進委員から、健康上の理由により、7月17日付けで辞任届が提出されました。

推進委員の辞任につきましては、農業委員会等に関する法律第23条に、「正当な理由があるときは、農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができる」と規定されていることから、この度、委員会にお諮りするものです。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の議案第35号について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第35号について採決を行います。

本件は、同意することに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第35号は同意することに決定いたします。

次に、議事日程第3、報告事項に入ります。

報告第58号「農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

6ページから11ページの報告第58号は、農地等を相続等により所有権移転した旨を農業委員会に届出するもので、今回は14件です。

内容は記載のとおりで、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第58号を終わります。

続きまして、報告第59号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

12ページの報告第59号は、市街化区域内にある農地を、あらかじめ農地の所有者等が農業委員会に届け出て、農地以外のものに転用するもので、許可は不要とされています。

今回は、3件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第59号を終わります。

続きまして、報告第60号「農地法第4条第1項第8号及び農地法施行規則第29条の規定による農地の転用の制限の例外としての届出について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

13ページの報告第60号は、許可は要しないとされているもので、農業委員会に文書を提出していただいているものです。

今回は1件で、農地法施行規則第29条第1号に規定された農業用施設に転用するものです。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理致しましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第60号を終わります。

続きまして、報告第61号「農地法第5条第1項第6号の規定によ

る農地等の転用のための権利移動の届出について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

14ページの報告第61号は、市街化区域内にある農地等を、あらかじめ農地等の所有者及び転用事業者が農業委員会に届け出て、農地等以外のものに転用するため、農地等の権利移動をするもので、許可は不要とされています。

今回は、3件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第61号を終わります。

続きまして、報告第62号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

15ページの報告第62号ですが、農地所有適格法人は、農地法第6条第1項及び農地法施行規則第58条の規定により、毎年、事業の状況などを事業年度終了後3か月以内に農業委員会に報告しなければならない、とされているもので、今回は3件です。

添付書類も完備されており、農地所有適格法人としての農地法第2条第3項に規定された法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件を満たしておりますので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第62号を終わります。

続きまして、報告第63号「非農地判断の結果について」、事務局より

説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

16ページから22ページの報告第63号は、利用状況調査実施後に非農地判断が必要な対象地を抽出し、農業委員及び農地利用最適化推進委員3人に事務局職員が同行して現地調査を行い、委員3人の協議により対象地が農地に該当するか否かの判断をしましたので、周南市農業委員会非農地判断に係る事務処理要領第14条の規定により、非農地判断の結果を報告するもので、今回は118件です。

判断の結果、農地に該当が22筆、9,971.02平方メートル、非農地に該当が96筆、20,057.03平方メートルであると決定しました。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第63号を終わります。

続きまして、報告第64号「非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等が非農地であることの報告について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

23ページの報告第64号は、非農地判断施行前に非農地扱いとした土地、事務局判断により非農地扱いとした土地又は農地とした荒廃農地のうち、課税地目が田又は畑以外であるものについて、周南市農業委員会非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等の非農地判断等に関する要綱の規定に基づき、総会へ非農地であることを報告するもので、今回は、土地所有者等から非農地通知書交付の希望のあった4件です。

これらの土地は、既に農地台帳の現況地目を非農地として処理していましたが、今回、非農地であることを総会へ報告し、非農地判断の手続を補完するものです。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第64号を終わります

続きまして、報告第65号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況についての税務署からの照会に対する回答等について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

24ページの報告第65号は、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況についての税務署からの照会に対して、周南市農業委員会登記官等からの照会に係る事務処理要領の規定に基づき、農地台帳等で確認の上、農業委員及び農地利用最適化推進委員3人と事務局職員で現地調査を行い、委員3人の協議により照会のあった土地が農地に該当するか否かの判断及び利用状況等を確認し、その結果等を回答したもので、同要領第14条の規定により報告するもので、今回は2件です。

番号1番及び番号2番は徳山税務署からの照会で、それぞれ記載のとおり回答をいたしました。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第65号を終わります。

続きまして、報告第66号「現況が農地でないことの証明等について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

25ページの報告第66号は、周南市農業委員会非農地証明に係る事務処理要領の規定に基づき、非農地証明願の提出による非農地証明書交付の申請を受け、農地台帳等で事前調査の上、農業委員及び農地利用最適化推進委員3人に事務局職員が同行して現地調査を行い、委員3人の協議により申請地が農地に該当するか否かの判断をし、その結果により非農地証明書等を交付したもので、同要領第18条の規定により報

告するもので、今回は1件です。

非農地判断の結果、すべて非農地であると決定し、非農地証明書を交付しました。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第66号を終わります。

続きまして、報告第67号「土地改良法第3条の規定による土地改良事業に参加する資格に係る承認等について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

26ページの報告第67号は、安田地区において行われる予定の土地改良事業についてです。

土地改良法は、原則として、農用地の所有者ではなく耕作者等、即ち農用地につき権限に基づき耕作又は養畜の業務を営む者が、土地改良事業に参加する資格を有すると定めています。

このたび、耕作者等と所有者間で合意が整い、土地改良法第3条第1項第2号の規定により、所有者が土地改良事業に参加する資格について農業委員会の承認を得るため、土地改良法施行令第1条の3第1項の規定に基づき所有者から当該土地改良事業に参加すべき旨の申出書が7月1日に提出されました。

この申出に当たっては、当事者間で合意が整っているとのこと、土地改良事業は、比較的長期間の事業であることや土地の区画形状の変更や換地処分など土地の所有権にかかわるものであることから、所有者が当該土地改良事業に参加することに問題はなく、事務局長専決により、土地改良法施行令第1条の3第2項の規定に基づき当該申出を承認することを決定し、同条第3項の規定に基づきその旨を7月2日に公告するとともに、申出者及び耕作者等へ通知いたしましたので、ご報告いたします。

議長（山下会長）

以上でございます。

説明が終わりました。

以上で、報告第67号を終わります。

これを持ちまして、本日の議事日程は、全て終了いたしましたので、令和6年第8回、周南市農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

閉会（午前10時35分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し議長及び署名委員がこれに署名する。

署 名 人

令和6年8月13日

周南市農業委員会

議長（会長） 山下敏彦

署名委員 佐伯信治

署名委員 藤井孝